

2-69-06

琉球国中山王尚穆より福建布政使司あて、乾隆四十七年の進貢船二隻の行方探索を要請する旨の咨文

(乾隆四十八《一七八三》、十一、七)

琉球国中山王尚(穆)、進貢船隻を探問する事の為にす。

案照したるに、乾隆四十七年冬、貢使の毛廷棟・蔡世昌等を遣わし、表章・方物を齎捧せしめ、海船二隻に坐駕して前みて閩省に赴きて案に在り。

茲に査するに、該船二隻、秋を過ぎ冬に至るも尚お未だ歸るを見ず。恐るらくは或いは閩地に阻滯するや、抑も或いは本国の属島に飄入するやは均しく未だ定むべからず。統べて祈るらくは、貴司、皇上の遠人を懐柔するの至意を仰体し、代わりて査訪を為さんことを。若し或いは閩省に阻滯せらるれば、催遣して回國するを賜らんことを乞う。望むこと切なり。此れが為に貴司に備咨す。煩為わくは査照して施行せんことを。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆四十八年(一七八三)十一月初七日

注(一) 催遣 人を派遣して催促する。

2-69-07

琉球国中山王尚穆より、乾隆四十八年の接貢のため、存留通事王成勲等に付した執照(乾隆四十八《一七八三》、十一、七)

琉球国中山王尚(穆)、恭しく勅書を迎え、併びに使臣を接回する事の為にす。

照らし得たるに、乾隆四十七年冬、貢使の耳目官毛廷棟・正義大夫蔡世昌等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に入貢せしむ。本爵、福建等処承宣布政使司に移咨するを経て、起送して京に赴き、叩きて聖禧を祝らしめて案に在り。

茲に還國の期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべし。此れが為に特に都通事鄭維翰等を遣わし、梢役共に八十六員名を帶領し海船一隻に坐駕せしめ、前みて福建に至りて恭しく皇上の勅書併びに欽賞の幣帛を迎え、及た京より回る使臣の毛廷棟・蔡世昌・金策は閩に在るの存留通事鄭天眷等と与に還國せしめんとす。

但だ、差する所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第一百二十六号半印勘合の執照一道を給発し、存留通事王成勲等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海の巡哨官軍は、驗実して即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。

須らく執照に至るべき者なり。

計開す

在船都通事一員 鄭維翰 跟伴四名

在船使者二員 東初旭 跟伴八名  
② 伊宜璉

存留通事一員 王成勳 跟伴六名

管船夥長・直庫二名 陳廷玉 平永安  
③ ④

水梢共に六十二名

右の執照は存留通事王成勳等に付し、此れを准けしむ

乾隆四十八年（一七八三）十一月初七日 給す

注（一）王成勳 雍正十二〜嘉慶六年（一七三四〜一八〇一）。久米村系

王氏（大田家）七世。新崎親雲上。乾隆三十九年当座、同年都通事、五十五年中議大夫、嘉慶五年正議大夫に陞る。乾隆三十三年の勤学として福州に赴き、三十四年帰国。乾隆四十八年の存留脇通事として中国へ赴く。五十七年の朝京都通事となるが病を得て辞職。嘉慶元年に小禄間切新崎の名島を授かる（『王姓家譜支流 大田家』）。

（二）伊宜璉 雍正五〜乾隆五十八年（一七二七〜九三）。首里系伊氏（安富祖家）八世。登川親雲上正輔。乾隆三十九年当座敷、同年座敷に陞る。乾隆五十七年に美里間切登川地頭職を授かる。評定所筆者などを経て乾隆三十五年の北京大筆者、四十八年の接貢官舎、五十六年の接貢才府として中国へ赴く。五十八年に帰国し鹿兒島への報告のため上国し帰国途中に恩納間切塩屋村沖で船が座礁し死去（『伊姓安富祖家譜訳注』三八頁）。

（三）陳廷玉 乾隆九〜道光九年（一七四四〜一八二九）。久米村系陳氏（幸喜家）六世。乾隆五十年勢頭座敷、嘉慶三年通事（都通

事カ）、道光八年中議大夫に陞る。乾隆四十八年の接貢船夥長として中国へ赴いた（『久米陳氏家譜集（総集編）』一八二頁）。

（四）平永安 乾隆四十八年の管船直庫。『宝案』では乾隆五十年、五十二年の管船直庫（巻七二・七三）としても名がみえる。

2-69-08

福建布政使司より琉球国中山王尚穆あて、遭風の琉球難民大城等の救護・送還を通知する旨の咨文

（乾隆四十九《一七八四》、二、二十四）

福建等处承宣布政使司、報明の事の為にす。

乾隆四十八年十月十九日、巡撫部院雅（徳）の批を奉けたる前司の詳あり。

査し得たるに、琉球国の難番大城等三十一人の船隻、風に遭い浙に飄たふよい護送せられて閩に到るの一案あり。福防同知に行扱したるに、營と会して査驗し、護送して口に進ましめ、訳供して安挿し、並びに例案を査して冊を造りて具詳す、とありて前來せり。

本司覆査したるに、琉球の遭風夷船の船身は長さ八丈五尺、闊さ二丈五尺にして、内に配せる舵工大城、水梢庖氏渡慶次、医生李氏川上等、共に三十一人は俱ともに那覇の人に係る。此の船は該国の中山王府の製造に係り、駕して宮古山島に往きて地方官に交し収管せしめ、差めいに備えて使用せしむるに縁より、船内には舵水等の随帯せる食米・衣箱等の物あるも、並たえて防船の軍器無し。亦た